# 第7部 避難者対策

#### 対策の基本的な考え方

ゆれや火災等の危険から命を守るための一時的避難や、避難所での避難生活について周知を進める。また、避難者の多様性に配慮しつつ区民避難所の良好な生活環境を確保するとともに、区民避難所での生活が難しい要配慮者に対し二次避難所、福祉避難所を準備する。

#### 【用語の定義】

#### ① 外出者

外出者とは、自宅外に出ている者のすべての人のことをいう。(鉄道等を使って遠方に外出している者のみならず、近くへ買い物のために外出している者等も含む)。

#### ②帰宅困難者

外出者のうち、「帰宅困難者」とは、遠方に外出しているなどの理由により一般的に徒歩での帰宅が困難な者のことをいう。距離別の帰宅困難割合の考え方を下表に示す。

自宅までの距離	帰宅困難割合
~10km	全員帰宅可能(帰宅困難割合=0%)
10km~20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難者割合は1km 遠くなるごとに10%増加

全員帰宅困難(帰宅困難割合=100%)

図表 7-1 距離別帰宅困難割合

#### ③徒歩帰宅者

 $20 \mathrm{km} \sim$ 

徒歩での帰宅が可能で、徒歩による帰宅を行う者のことをいう。

#### 4)一時滞在施設

一時滞在施設とは、都や区が指定、もしくは協定を締結している帰宅困難者等を一時的に受入れる施設のことをいう。

#### ⑤長周期地震動

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅されることをいう継続時間も長くなることがある。

#### ⑥特別警報

気象庁が平成25年8月30日より気象業務法第13条の2に基づき、運用を開始。一般の利用に適合する警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される情報のことをいう。

資料○ 特別警報の発表基準一覧

#### ⑦一時(いっとき)集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織(町会・自治会)単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所のことをいう。

#### 8区民避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、また、被害を受ける恐れのある区民を一時的に受け入れ、保護するために開設する避難所のことをいう。

#### 9補完避難所

区民避難所の収容力に不足が生じた場合に、これを補完する他の施設等のことをいう。

#### ⑩二次避難所

区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設のことをいう。

#### ⑪福祉避難所

区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を 保護する施設のことをいう。

#### ⑫広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースのことをいう。

#### 13地区内残留地区

震災時に大規模延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない地区のことをいう。

#### 【 現在の取組み状況 】

#### ①避難体制

○避難を要する区民を収容するために確保した 52 ヵ所の区民避難所について良好な 避難生活を継続できるよう、耐震化、物資の備蓄、通信設備などの環境整備を進め ている。

#### ②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所への区職員の配置について定め、避難所運営会議との連携のもと避難所 運営マニュアルの作成など、管理・運営体制の整備を進めている。

#### ③要配慮者の安全確保

○平成 27 年度に、要配慮者の把握、避難行動要支援者の支援体制の基本方針を定めた 品川区要配慮者支援全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を毎年避難支援等関 係者に配付するとともに、防災区民組織に対して支援体制構築補助事業を実施して いる。

#### 【課題】

#### ①避難体制

○区民の避難生活に備え、避難施設の役割や避難行動の周知を図るとともに、生活環境を整備することが必要である。

#### ②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所での区職員や避難所運営会議等関係者の連携、避難所以外で生活を継続 する避難者への配慮が必要である。また、避難所の運営に関する体制の充実を図る ため、マニュアル等のさらなる具体化が必要である。

#### ③要配慮者の安全確保

○品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立が 必要である。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者に対しては、安全確保のため 個別計画書の作成を進捗させることが必要である。

#### 【 対策の方向性 】

#### ①避難体制

○備蓄とあわせた女性や高齢者の視点、プライバシーの確保、防犯、衛生面等の充実 などの良好な環境整備に係る対策を推進する。

#### ②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所の地域性やこれまでの災害の教訓を踏まえたマニュアルのさらなる具体 化を図るなど、管理・運営体制を構築するとともに、訓練等を通じて充実を図る。

#### ③要配慮者の安全確保

○避難行動要支援者の安全確認や平常時からの見守り体制を地域と連携し推進する。 将来的には、要配慮者全体の支援体制の構築を目指す。

# 各対策の要点

#### 対策 1 避難体制

#### 第1 避難勧告等の基準

○避難を行う前提となる避難勧告等に係る権限、対象、一般的基準を示す。

#### 第2 避難施設の役割

- ○避難を行うに当たっての前提となる避難施設(一時集合場所、広域避難場所、 区民避難所等)および避難の流れについて示す。
- ○地域の協力を得て、避難所外で生活する避難者の所在等を把握する手法の確立を目指す。

#### 第3 避難所等の指定・安全化

- ○避難所等の指定基準や指定の現況等に基づき、さらなる機能の充実等を目指す。
- ○要配慮者等の生活スペースの確保、避難所からの移送先となる二次避難所・ 福祉避難所のさらなる確保を進める。

#### 対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備

#### 第1 区民避難所の管理・運営体制の整備

- ○各避難所単位でのマニュアルを整備し、管理運営体制の充足を図る。また、 避難所に対して、愛玩動物(ペット)の同行ルールの設定等の対策を進める。
- ○災害時に避難者の避難先を区として把握することの重要性を区民へ周知する。

#### 対策3 要配慮者の安全確保

#### 第1 要配慮者の安全確保

○品川区要配慮者支援全体計画に位置づけた要配慮者対策に係る前提、考え方等に基づき、登録対象者に対して、避難行動要支援者名簿への登録の推進を図っていく。

#### 対策1 避難誘導

#### 第1 避難誘導に向けた準備

○避難勧告等の発令対象・基準等に基づき、区民等に伝達する情報の伝達方法 や取るべき行動など、区災害対策本部としての避難の考え方等を定める。

#### 第2 避難行動および避難誘導

○避難勧告等が発令された場合は、地元警察署および消防署の協力を得て、防 災区民組織を中心にあらかじめ指定してある避難所または広域避難場所に 誘導する。

#### 対策2 区民避難所の開設・運営等

#### 第1 区民避難所の開設・運営

- ○避難所の開設や避難所運営機能を確保する上で必要な対応を行う。
- ○避難所内での健康維持に向けた広報・指導等を実施する。

#### 第2 共同生活をする上での配慮

○健康管理、衛生管理、男女共同参画の視点、要配慮者支援、愛玩動物の管理等、避難所における多様な主体との生活に配慮する。

#### 第3 避難者の他地区への移送

○区民避難所に避難者を受入れることが困難な場合、他地区への移送について、都知事(都福祉保険局)へ要請する。

# 予防対策

対応テーマ

対策1 避難体制

対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備

対策3 要配慮者の安全確保

# 対策 1 避難体制

#### 【各機関の役割】

機関名	役割
区	<ul><li>・避難勧告等の基準</li><li>・避難施設の役割</li><li>・避難方法の周知</li><li>・避難場所の指定・安全化</li></ul>

#### 【具体的な取組】

#### 第1 避難勧告等の基準

〇避難を行う前提となる避難勧告等に係る権限、対象、一般的基準を示す。

#### 1 避難勧告等の権限および対象

- ① 災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、区長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、および急を要すると認められるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- ② 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要請があったときは、同法第61条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等上記の対象者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

#### 2 避難勧告等の一般的基準

避難のための勧告・指示の基準は、原則として次のような事態になった場合に発する ものとする。

#### <避難勧告等の一般的基準>

- ・避難の必要が予想される警報(例えば津波警報)が発せられたとき
- ・大震災時、火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が大きいと予想されるとき、および大地震時に同時多発の火災が延焼拡大し、ふく射熱等により人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予想されるとき
- ・建物の倒壊の可能性が高く、生命または身体に危険性があると認められると き
- ・有毒ガスの流出拡散により、人命に及ぼす危険性が高いと予想されるとき
- ・爆発の恐れがあるとき
- その他、住民の生命および身体を災害から保護するため、必要と認められたとき

図表 7-2 避難勧告等の種類、発令時の状況および住民に求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
	○避難行動要支援者等の避難	○避難行動要支援者等の避難行動に
	行動に時間を要する者が避	時間を要する者は計画された避難
	難行動を開始しなければな	場所への避難行動を開始(避難支援
避難準備·高齢者	らない段階であり、人的被	等関係者は支援行動を開始)
等避難開始	害の発生する可能性が高ま	○上記以外の者は、家族等との連絡、
	った状況	非常時持出品の用意等、避難準備を
		開始
	○通常の避難行動をできる者	○通常の避難行動ができる者は、計画
	が避難行動を開始しなけれ	された避難場所等への避難行動を
避難勧告	ばならない段階であり、人	開始
	的被害の発生する可能性が	
	明らかに高まった状況	
	○前兆現象の発生や現在の切	○避難勧告等の発令後で避難中の住
	迫した状況から、人的被害	民は、確実な避難行動をただちに完
	の発生する危険性が非常に	了
	高いと判断される状況	○未だ避難していない対象住民は、た
避難指示(緊急)	○堤防の隣接地等、地域の特	だちに避難行動に移るとともに、そ
	性等から人的被害の発生す	のいとまがない場合は生命を守る
	る危険性が高いと判断され	最低限の行動
	た状況	
	○人的被害の発生した状況	

#### 第2 避難施設の役割

- 〇避難を行うにあたっての前提となる避難施設(一時集合場所、広域避難場所、区民避難所等) および避難の流れについて示す。
- ○地域の協力を得て、避難所外で生活する避難者の所在等を把握する手法の確立を目指す。

#### 1 避難施設

#### (1)一時(いっとき)集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織(町会・自治会)単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所をいう。

#### (2) 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースをいう。

#### (3) 区民避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、また、被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する避難所のことをいう。

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりとし、提供する対象はすべて の被災者とする。

項 目	内 容
安全・生活基盤の提供	<ul><li>・安全な施設での受入れ</li><li>・非常食、飲料水、毛布、生活必需品等の提供</li><li>・一時的な生活の場の提供</li></ul>
保健・医療 等の支援	・傷病の治療、健康相談、心のケア等の保健医療サービスの提供 ・トイレ、風呂、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境の維持
情報支援	<ul><li>・災害情報、安否確認等の提供</li><li>・生活支援相談・復興支援情報等の提供</li></ul>

#### (4)補完避難所

避難所の収容力に不足が生じた場合に、これを補完する他の施設等をいう。

#### (5) 二次避難所

区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。

#### (6) 福祉避難所

区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。

#### 2 避難の流れ(図表 7-3)

#### (1) 発災直後

まず、自身の身の安全を守るための行動を行う。揺れがおさまったところで、出 火防止のための点検を行い、必要に応じて初期消火を行う。その後、避難路の確保 を行った上で、家族や自宅の状況等について確認する。

#### (2) 避難行動

- ① 自宅が無事、安全である場合、自宅で生活する。
- ② 自宅が損壊している、家での生活に不安がある等の場合、最寄の安全な場所(一時集合場所、広域避難場所、区民避難所、補完避難所)へ一時的に避難し、状況を確認する。

地震発生! まず、自分の身の安全を確保 災直 後 出火防止・初期消火と避難路の確保 状況の確認(家族、自宅建物、近隣の様子、等) 安全 危険がある 家では不安 自宅が損壊 近隣での 自宅に 助け合い 留まる 最寄の安全な場所での一時的避難 難 最 広域避難場所、火災の延焼・拡大 寄 行 の津 区民避難所 高波発 防災広場・公園など - 時集合場所 補完避難所 安全な場所・施設等 (区立小・中学校) (町会会館等) (児童センター・都立学校等) が発生 物時 拡大 高 時 台 状況の確認(火災、建物倒壊、道路等の様子、等) 自宅で 自宅で 生活不可能 生活可能 物資の配給 避難 自宅に 指定された避難所での避難生活 戻って生活 (区立小・中学校) 生 活 援護が必要な方 避難者が 多数の場合 補完避難所での避難生活 二次避難所での避難生活 (要員・物資の投入で (シルバーセンター等) 避難所となる)

図表 7-3 地震発生時の避難の流れ

#### (3)避難生活

- ① 自宅で生活が可能な場合、自宅に戻り生活する。
- ② 自宅で生活が不可能と判断した場合、指定された区民避難所で避難生活を送る。
- ③ 区民避難所に入れなかった場合、補完避難所へ避難する。区民避難所の環境では、生活が難しい場合、二次避難所もしくは福祉避難所で生活する。

#### 3 避難方法の周知等

(1) 区民への避難方法、状況等の周知

#### ア 地域または町会(自治会)、防災区民組織への周知

- ① 避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域または町会(自治会)単位の実情を把握するよう努める。
- ② 防災区民組織等に対して、震災後の対応の流れについて「しながわ防災学校」 等で周知啓発を図っていく。
- ③ 避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

#### イ 住民への周知

- ① 効率的・効果的な避難を実現するため、区民避難所や一時集合場所、広域避難場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- ② 想定災害を踏まえた防災マップを作成し、避難行動について啓発していく。

#### (2) 避難場所の運用について

- ① 2以上の区にわたって所在する避難場所または2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。
- ② 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる必要があることから、その内容および方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりとする。

<避難場所の運用要領に係る措置内容>

- ・避難場所の規模および周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ・傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所および医師、看護師等を確保 する。
- ・避難場所の衛生保全に努める。
- ・避難期間に応じて、水、食糧および救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または区民避難所への移動を安全 かつ円滑に誘導する。

#### (3) 円滑な避難実現に向けた体制強化

① 避難すべき区域および判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

② 区民避難所以外で生活する避難者(テント泊者、車中泊者等)が滞在すると予想される、規模の大きな運動場などをあらかじめ把握しておく。

#### 4 園児・児童・生徒の安全確保計画の策定

#### (1) 区教育委員会

- ① 学校長または幼稚園長(以下、「学校長等」という)は、災害発生時における園児・児童・生徒の安全確保と管理について万全を期するために、学校および地域の実態に応じて、具体的な避難計画を作成する。
- ② 学校長等は、避難計画を園児・児童・生徒ならびに所属職員に周知徹底するとともに、その計画に基づき計画的に避難訓練を実施するように努める。
- ③ 教育委員会や地域と連携し、区内防災訓練に積極的に取組む。
- ④ 学校長等は、避難計画を作成するにあたり、次の事項に留意する。
  - ・学校の防災組織に基づき、連絡・通報の方法および情報伝達の方法を確認する こと。
  - ・災害発生の時間や場所に応ずる避難方法・経路を具体的に確立するとともに、 園児・児童・生徒の登下校時における避難方法を想定し、防災区民組織(町会・ 自治会)との協力で、安全を確保できるようにすること。
  - ・名簿・非常災害時家庭連絡簿など、非常時に必要なものを表にして(「非常持ち出し一覧表」) すぐに搬出できるようにしておく。
  - ・帰宅できない児童等の対応、備蓄品等を避難所連絡会議で協議しておく。

#### (2) 区保育課

- ① 園児名簿・非常災害時家庭連絡簿など、非常時に必要なものを表にして(「非常持ち出し一覧表」)すぐに搬出できるようにしておく。
- ② 各園付近の危険物置場(ガソリンスタンド等)を把握しておく。
- ③ 「火災・震災・避難心得」をつくり、常時見やすい場所に掲示しておく。
- ④ 年に1回避難計画を見直し、避難計画をもとに保育園の実情に合わせた避難訓練を月に1回実施するよう努める。
- ⑤ 各保育園の備蓄庫にアレルギー対応食品や離乳食、オムツを含む園児3日分の 備蓄を実施する。

#### 5 社会福祉施設等の安全確保計画の策定

- ① 災害発生時における施設利用者の安全を確保するため、各シルバーセンターの実態に応じた避難計画を作成する。
- ② シルバーセンター職員に対し避難計画を周知徹底するとともに、その計画に基づいた避難訓練を定期的に実施する。なお、複合施設のシルバーセンターは、他施設と連携して避難訓練を実施する。
- ③ 避難訓練を実施する場合は、施設利用者に対しても参加を働きかけることとし、シルバーセンター職員・消防機関・施設利用者が協同して避難訓練を実施する。
- ④ 施設利用者と、しながわ防災体験館で研修を行い、防災意識の向上を図る。

#### 第3 避難所等の指定・安全化

- 〇避難所等の指定基準や指定の現況等に基づき、さらなる機能の充実等を目指す。
- 〇要配慮者等の生活スペースの確保、避難所からの移送先となる二次避難所・福祉避難所の さらなる確保を進める。

#### 1 一時集合場所

#### (1) 一時集合場所の選定基準

一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

#### (2) 一時集合場所の選定

混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。

資料〇 町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

#### 2 広域避難場所

ここでは、広域避難場所および避難道路の指定について定める。

#### (1) 設置計画

- ① 震災時においては、行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の 軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、 生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。都では、そのような事態に 備えて、あらかじめ広域避難場所および避難道路を確保している。
- ② 広域避難場所は、主として大地震時の市街地大火から区民の生命を守るため、 あらかじめ安全な場所を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条第1項 に基づいて都が指定している。

#### (2) 指定の考え方

- ① 周辺市街地大火によるふく射熱(2,050kcal/m²h)に対し、安全を確保できる有効 面積があること。
- ② 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難 空間として、原則として1人あたり1m<sup>2</sup>を確保できること。
- ④ 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。
- ⑤ 液状化が予想される避難場所については、火災による危険性と液状化による人的被害が少ない状況に鑑み、液状化発生により土砂の噴出や地盤の亀裂が生じ利用できないと予測される面積を推定し、避難有効面積から控除する。
- ⑥ 津波による浸水の危険性を考慮し、安全性の確保に努める。

資料○ 広域避難場所一覧 資料○ 地区内残留地区一覧

#### (3)避難道路

#### ア 避難道路の指定

広域避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、 遠距離避難地域または、火災による延焼の危険性が著しい地域については、避難 者を安全、円滑に誘導するため、東京都震災対策条例第48条に基づき避難道路 を都が指定している。

#### イ 指定の考え方

- ① 広域避難場所までの距離が3km以上の遠距離避難地区、または、火災による延焼の危険性が著しく、自由避難が困難な地区について指定する。
- ② 避難道路は、原則として幅員 15m以上とする。これに該当する道路がない場合は、7.5m以上とする。
- ③ 避難道路は、現に使用可能な道路とする。
- ④ 避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる道路はできるだけ接近しないものとする。
- ⑤ 同じ広域避難場所への避難道路は最小限とし、最遠距離地点からの道路はなるべく1本とする。
- ⑥ 道路傍には、火災爆発等の危険が大きい物質、工場等が少ないこととする。

#### 図表 7-4 区部避難道路系統

#### (注)○内数字……避難道路系統番号

補 205……都市計画道路補助 205 号線 補 145……都市計画道路補助 145 号線

番号	避難 場所名	利用 区名	避難道路系統図	延長距離
39	大井競馬場・しながわ	品川	④補 205→区道-(大井警察署前)→補 145→(新浜川橋)→ (品川区西大井六丁目)	0.8

#### 3 区民避難所

#### (1) 区民避難所の指定基準

- ① 災害対策基本法第四十九条の七に基づき、区は地域防災計画において、あらかじめ避難所(二次避難所・福祉避難所を含む)を指定し、区民に周知しておく。
- ② 避難所のうち、二次避難所、福祉避難所、補完避難所を除く場所を、「区民避難 所」と呼ぶ。
- ③ 指定した区民避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に周知 するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。
- ④ 区民避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ・区民避難所は、原則として、町会(または自治会)または学区域を単位として指定する。
  - ・区民避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校等)を利用する。

- ・区民避難所に受入れる避難者数は、おおむね居室 3.3m² あたり 2 人とする。
- ・区民避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。
- ⑤ 区民避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、避難者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

#### (2) 区民避難所の指定

#### ア 設置基準

区民避難所の設置基準は、「大規模災害における応急救助の指針について (H9.6.30 社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知)」を基に次の各点 を基本方針とする。

- ・耐火、耐震、鉄筋構造の建物とする。
- ・区立学校およびその他の区立施設とする。
- ・状況により私立学校および民間施設の利用を図る。

#### イ 基本的な考え方・経緯・現況

- ① 区はこれまで、区立小中学校を区民避難所の中核とし、地域の防災拠点として位置づけ、防災区民組織(町会・自治会)単位で区民避難所を指定してきた。
- ② この指定校方式は、区民に相当程度に定着し、分かりやすくかつ実践的であることから、平成24年の被害想定に対しても基本的考え方は、維持することとし、周辺施設との連携強化により、必要な対応を行うこととする。
- ③ 震災時に、建物の倒壊・消失等により住居に制約を受けた区民等の一時的な 生活場所として、区立小中学校等46ヶ所および区立施設6ヶ所を区民避難所 に指定している。
- ④ 被害想定による避難生活者増に対しては、これまで同様、区立小中学校の教室および体育館を基本(センター機能を果たす)とする。

#### <区民避難所の収容基準>

3.3 ㎡あたり 2人

#### <避難所生活者の想定>

避難所生活	者数	119,932 人
収容計画		
(内訳)	区立小・中学校	79,000 人
	児童センター・保育園	15,000 人
	その他区施設	13,000 人
<u>-</u>	都立・私立学校	13,000 人
	合 計	120,000 人

#### ウ 区民避難所の安全化

区民避難所に指定された建物は、建築年度を考慮して耐震診断の実施およびその結果に基づく補強工事を計画的に進めてきた。これにより、災害時に安全な利用ができるよう努めている。

#### エ 区民避難所の機能の充実

- ① 区民避難所となる施設には、避難者が安全に避難生活を過ごせるように、倉庫や学校の空き教室を利用して、備蓄を補完する場所を設け、食糧・毛布・簡易トイレの備蓄物資や資器材を配備している。
- ② 避難所生活が、少しでもスムーズに送れるように、仮設トイレ用の便槽の設置、飲料水を確保するための受水槽遮断装置やプール水のろ過機の設置、生活用水用の井戸、さらには、停電時における電源確保のために全学校に非常用発

電機を設置しているとともに、災害時に優先して電話が使用できる災害用優先電話の設置など避難所機能の充実に努めている。

図表 7-5 区民避難所の施設整備状況

施設種別	整備状況
災害用備蓄倉庫	全施設整備済
プール水ろ過機	全施設整備済
生活用井戸	43 施設整備済
仮設トイレ用便槽	全施設整備済
非常用発電機	全施設整備済
受水槽遮断装置	全施設整備済

- ③ 学校の屋上に校名表示板の設置、校門付近に避難町会名の表示板の設置、さらに収容教室に指定町会の表示板を設置し、地域の区民避難所の位置を防災地図や「わが家の防災ハンドブック」に明示し住民に周知したところであり、今後も、避難所機能の一層の充実を図っていく。
- ④ 区民避難所における情報取得対策の充実を図る。 <対策例>
  - ・携帯電話充電器、太陽光発電設備(携帯式のソーラーパネル)等の備蓄
  - ・災害時の避難所に対する新聞提供に関する協定の締結
- ⑤ 区民避難所への避難経路の安全化を図っていく。
- ⑥ 区職員が不在の施設に関する指揮命令系統を確立しておく。
- ⑦ 指定管理者施設における災害対応について事前の取組みを協議しておく。

#### オ 区民避難所内におけるスペースの確保

要配慮者も、当初は区民避難所に避難を行うこととなるが、一般の避難者との同居が困難な人およびその家族のために、区民避難所の一部を要配慮者用にあらかじめ指定しておくこととする。

#### 4 補完避難所

- ① 区民避難所での収容が困難な状況となった場合の予備的な措置として、児童センター、都立学校等を補完避難所として指定する。
- ② 区民避難所が不足する場合に備え、民間施設等と災害時に補完避難所として施設を使用する内容の協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

資料○ 区立小中学校以外の避難所(二次避難所除く)

#### 5 二次避難所

- ① 二次避難所は、施設の特性を生かしつつ、これまでのシルバーセンター、心身障害者福祉会館等に加え、保育園等を指定し確保していく。
- ② 身体の状況から高齢者、障害者福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、 区民避難所での生活が困難な要配慮者についてはその状態に応じ、適切な二次避難所 に移すこととする。
- ③ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

#### 6 福祉避難所

① 身体の状況から高齢者、障害者福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、

区民避難所および二次避難所での生活が困難な要配慮者については、状態に応じ、適切な福祉避難所に移送することになる。福祉避難所として、社会福祉施設等を13施設指定しており、引き続き確保していく。

- ② 区は指定避難所と指定緊急避難場所を区別し、それぞれの指定を行う。
- ③ 区民避難所における生活が明らかに困難で緊急の搬送措置を要する要配慮者、避難行動要支援者等は、自宅から直接、二次避難所、福祉避難所等の環境が整った施設へ収容することも想定し、移送、収容を行う。
- ④ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

# 対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備

#### 【各機関の役割】

機関名	役割
区	<ul> <li>・避難所連絡会議の運営</li> <li>・「避難所開設・運営マニュアル」作成・更新</li> <li>・食糧備蓄や必要な資器材、台帳等の整備</li> <li>・区民避難所の衛生管理対策の促進</li> <li>・飼育動物の同行避難の体制整備</li> <li>・都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備</li> <li>・避難訓練等</li> </ul>

#### 【具体的な取組】

#### 第1 区民避難所の管理・運営体制の整備

- 〇各避難所単位でのマニュアルを整備し、管理運営体制の充足を図る。また、避難所に対して、愛玩動物(ペット)の同行ルールの設定等の対策を進める。
- 〇災害時に避難者の避難先を区として把握することの重要性を区民へ周知する。

#### 1 避難所連絡会議

避難所連絡会議は、避難所の円滑な運営を行うことを目的に平時より設置されている 会議体である。

#### (1) 避難所連絡会議の設置

#### ア 避難所連絡会議の組織

- ① 避難所連絡会議は、防災区民組織が主体となり、学校職員、区職員等の協力の下に開催する。
- ② 避難所連絡会議は、災害時に避難所運営会議へ移行する。
- ③ 避難所連絡会議議長は、避難所運営会議議長へそのまま移行する。なお議長不在の際は、副議長がその任を担う。

#### イ 避難所連絡会議による運営体制の充実・強化

- ① 平常時から施設管理者が事務局となり、避難所連絡会議を設置し、区民避難所の管理・運営の方法、防災区民組織および学校の教職員の役割等について決めておく。
- ② 避難所運営訓練等を実施し、災害時に対応できる体制を整える。
- ③ 区民避難所ごとに具体的な避難計画(避難所開設・運営マニュアル)を作成する。
- ④ 区民避難所の統合、縮小、閉鎖を円滑に行うために、発災後の段階に応じた 教育活動の再開に向けて、応急教育計画、学用品調達および支給計画を作成す る検討を平常時より進めておく。

#### ウ 区民避難所以外で生活する避難者の把握

① 区民避難所以外で生活する避難者の情報を区民避難所単位でとりまとめることを基本とする。

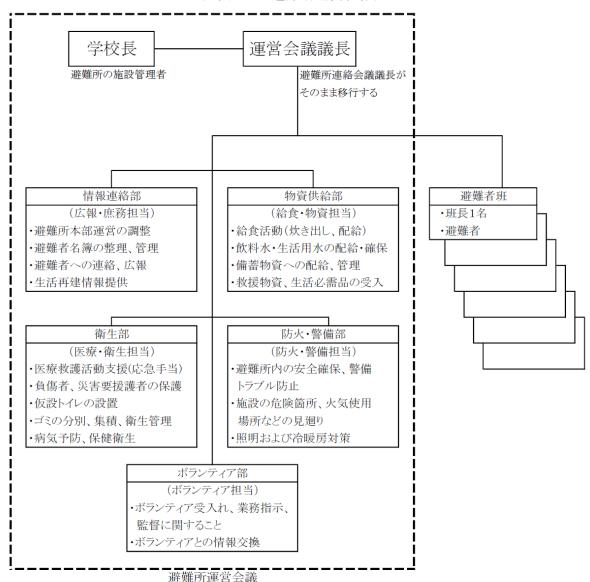
# **予防** 応・復 対策 2 区民避難所の管理・運営体制の整備

- ② 区民避難所以外で生活する避難者は、最寄の区民避難所へ避難先や避難環境 等を連絡することとし、届出が必要なことについて、平常時から普及・啓発を
- ③ 普及・啓発に当たって、避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの事前 対策として位置づける等の対策を取る。

#### (2)派遣職員への周知徹底

区民避難所に派遣される職員へ、あらかじめ指揮代行者、配置、本部への報告方 法などを具体的に定めた「避難所の開設・運営マニュアル」を配布し、周知徹底を 図っていく。

図表 7-3 避難所運営組織図



#### 避難所運営会議の構成員

防災区民組織	学校教職員	区派遣職員
	・児童、生徒の避難誘導	・情報の収集・連絡
・避難所における各業務を担当	<ul><li>児童、保護者の安否確認</li></ul>	・区災害対策本部との連絡調整
	・避難所施設の管理・運営	<ul><li>ボランティアの受入れ</li></ul>

#### 2 避難所開設・運営マニュアル

#### (1) 区職員向け避難所開設・運営マニュアルの整備

- ① 区民避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が作成した「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「避難所の防火安全対策」に基づき、主に区職員が活用する「避難所開設・運営マニュアル」を作成した。
- ② 熊本地震等の教訓を踏まえて、町会・自治会内でのテント生活者、車中避難者への支援等を反映させる等、避難所開設・運営マニュアルの見直しを図る。
- ③ 区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等へ配慮する必要があるため、区 民避難所運営会議には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材 確保に努める。

#### (2) 施設単位の避難所開設・運営マニュアルの整備

- ① 施設単位での避難所開設・運営マニュアルをすべての区民避難所にて完備することを目指す。
- ② すでに作成済みの施設においても、熊本地震や近年の豪雨災害における避難所 運営の教訓を踏まえ、避難所運営における男女共同参画や要支援者の支援に係る 視点を追加し、さらなるレベルアップを推進する。
- ③ 避難所開設・運営マニュアルに沿った避難所運営が可能なよう、避難所運営会議単位での避難所運営訓練を実施するよう努める。

#### 3 区民避難所の設備、運営

- ① 区民避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、デジタル移動通信機・非常用電話等の通信機器等のほか、要配慮者に必要な設備の拡充に努める。 さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ② 区民避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した区民避難所の運営に努める。
- ③ 地域内の区立小中学校等を区民避難所として新たに指定したときは、食糧の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- ④ 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、 体制整備を図る。
- ⑤ 区民避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

#### 4 区民避難所の衛生・防火管理

- ① 避難所運営会議の中に衛生管理担当を設置するなど、区民避難所の衛生管理対策を促進する。
- ② 避難所運営会議の中で、防火担当責任者を指定するなど、区民避難所の防火安全対策を促進する。

#### 5 区民避難所における動物飼育対策

#### (1) 基本的な考え方

① 救護対象とする愛玩動物(ペット)は、原則として、犬、猫等小動物とする。

#### 対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備

- ② 災害時における動物飼育は避難所連絡会議等において、避難所単位で受入れ方針を検討することとする。区は、愛玩動物(ペット)の避難場所が不足する場合に、近隣避難所との調整役を担う。
- ③ 災害時には、飼い主とともに同行避難してくる愛玩動物(ペット)に対して、 区民避難所における避難者の間でのトラブルの防止を図るため、避難所連絡会議 などで区民避難所への同行の可否や、同行の可能な所定の区民避難所について愛 玩動物(ペット)の避難エリアを定めるといった区民避難所における適正な飼育 方法について対応策を検討していく。

<避難所における動物救護の考え方>

- ・避難所では、人間の居住場所と愛玩動物 (ペット) の飼育場所を完全に分離し、 愛玩動物 (ペット) はケージ内・繋ぎ止めにより飼育する。
- ・避難所での飼育動物の管理は、飼い主による自主管理を原則とする。
- ・避難所に持ち込まれた飼い主不明動物は、保護先が決まるまで、飼育動物と同じ場所で一時的に飼育する。
- ④ 避難所連絡会議は、区民避難所へ愛玩動物(ペット)と同行避難を希望する避難者の把握に努める。
- ⑤ 被災地区の動物の保護と救護については、迅速な対応が求められるため、平素から関係団体等と連携・協力体制を築き対策を検討する。平成27年度に獣医師会との間で「災害時における愛護活動の救護活動等に関する協定」を締結、区は災害が発生し、動物救護が必要な場合、獣医師を区民避難所へ派遣し、動物の救護活動が円滑に行える体制を整えていく。
- ⑥ 愛玩動物 (ペット) の保護に関しては、広域的な対応が必要であるので、東京 都に対して関係団体等との協力体制の確立を要請していく。

#### (2) 獣医師会および都・区・区民(飼い主)の役割

#### ア 獣医師会の役割

- ・被災動物の救護および応急措置
- ・飼い主の判明しない被災動物死亡時の引取、埋葬等
- ・その他必要な災害応急業務

#### イ 都(福祉保健局)の役割

- ・被災動物の保護
- 関係団体等との連絡調整
- 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
- ・区民避難所等における愛玩動物(ペット)の適正飼育の指導等

#### ウ 区の役割

- ・同行避難動物の飼育場所等の確保
- ・区民避難所等における愛玩動物 (ペット) の飼育状況の把握および都・関係 団体への情報提供
- ・区民避難所等における愛玩動物(ペット)の適正飼育の指導等

#### エ 区民(飼い主)の役割

- ・動物救護部(仮称)の立ち上げと運営
- ・区民避難所で人間と愛玩動物(ペット)が共存できるための飼育ルールに従うことの同意
- ・動物救護部が行うべき作業への参加の同意
- 飼育場所の設営・維持
- ・同行避難動物の管理・飼育

対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備

#### ・区との連絡

#### (3) 区民への周知・啓発

- ① 区は、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン (環境省, H25.6) に基づき、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じる
- ② 地区の防災訓練に都獣医師会品川支部も参加し、愛玩動物(ペット)の保護訓練やしつけ教室のなかで区民に対して積極的に啓発を図っていく。
- ③ 愛玩動物 (ペット) を飼育する区民は、同行避難や区民避難所での飼育のための個人備蓄を自ら実施するよう周知する。(区による愛玩動物 (ペット) 用の備蓄は想定しない)。
- ④ 避難所運営会議が事前の届出があった愛玩動物(ペット)との同行避難が可能な区民避難所の周知、及び区民避難所内での飼育についての同行避難ルールを検討するとともに、ルール・知識の普及・啓発に努める。

#### 6 避難訓練

- ① 避難訓練により、避難経路、避難場所を周知する。
- ② 避難訓練を通じ、児童・生徒自身の力で安全を確保する技術を習得させる。
- ③ 区内一斉防災訓練において、本部訓練と合わせて避難所運営訓練を行い、通信等連携訓練を実施する。
- ④ 児童・生徒の引き渡し訓練を実施し、引き渡しルールについて教職員、保護者で共通理解を図る。

# 対策3 要配慮者の安全確保

#### 【各機関の役割】

機関名	役 割
区	<ul><li>・要配慮者、避難行動要支援者、避難支援等関係者の定義</li><li>・支援体制づくり(品川区要配慮者支援体制の拡充)</li><li>・二次避難所・福祉避難所の設置</li></ul>
防災区民組織・警察署・消防署・そ の他支援機関	・地域における安全体制の確保 ・社会福祉施設等の安全対策の推進

#### 【具体的な取組】

#### 第1 要配慮者の安全確保

〇品川区要配慮者支援全体計画に位置づけた要配慮者対策に係る前提、考え方等に基づき、 登録対象者に対して、避難行動要支援者名簿への登録の推進を図っていく。

#### 1 用語の整理

これまで、区では災害発生時に自力での避難が困難な者を「災害時要援護者」と呼称し支援体制づくりに取組んでいたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことを受け、新たに用語を整理した。

#### (1)要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者である。

#### (2)避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

#### (3)避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に関係する者(防災区民組織、警察署、消防署、 区)とする。

#### 図表 7-4 各用語の定義と関係

#### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

#### 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら 避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

# 支援

避難支援等関係者(防災区民組織、警察署、消防署、区) 避難行動要支援者の避難支援等に関係する者

#### 図表 7-5 要配慮者(避難行動要支援者を含む)該当範囲

#### 要配慮者

# 避難行動要支援者

- ① 要介護度1~5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち1~3級に該当する者
- ③ 愛の手帳所持者のうち1度~2度に該当する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1~2級に該当する者で避難誘導 に支援が必要と区が判断する者
- ⑤ 在宅の難病患者や重症心身障害児で人工呼吸器や痰吸引等の利用患者 及び在宅難病患者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑥ ①~⑤に該当しない者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑦ ひとり暮らし等高齢者名簿に登録されている者
- ⑧ 要支援1~2に該当する者
- ⑨ 身体障害者手帳所持者のうち4級~6級に該当する者
- ⑩ 愛の手帳所持者のうち3度~4度に該当する者
- ⑪ 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者
- ② 上記以外の妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、怪我等による 歩行困難者など

対策3 要配慮者の安全確保

#### 2 対象者の把握

災害対策基本法では、区が避難行動要支援者の把握に努めるよう定められており、災害時の円滑な状況把握等において、避難行動要支援者名簿は重要な役割を担う。避難行動要支援者名簿による対象者の把握は、避難行動要支援者の第一歩となる点を踏まえて、対策を進める。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 発災時に避難支援等関係者が避難行動要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を以下のとおり作成する。
- ② 品川区避難行動要支援者名簿は品川区避難支援個別計画作成名簿を包括している。

#### <避難行動要支援者名簿について>

- ・名簿A:品川区避難行動要支援者名簿(発災時外部提供用):避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。
- ・名簿B:品川区避難支援個別計画作成名簿(平常時外部提供用):地域における支援体制構築のため、避難行動要支援者に該当する者で以下の(1)~(3)のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画書」の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。
- (1) 要介護度1~5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- (2) 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者総合 等級1~3級に該当する者
- (3) 本名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者

#### (2) 避難行動要支援者名簿の情報入手、登録・更新方法

#### ア 名簿 A:品川区避難行動要支援者(発災時外部提供用)

- ① 関係各課が把握している避難行動要支援者の情報を入手し、登録する。
- ② 避難誘導に支援が必要と自ら希望した者の申請に基づき情報を入手し、登録する。
- ③ 住民基本台帳情報の更新、関係各課が所持する情報の更新を行う。

#### イ 名簿B:品川区避難支援個別計画作成名簿(平常時外部提供用)

- ① 個人情報外部提供同意書に同意した避難行動要支援者の情報を入手し、登録する.
- ② 避難誘導に支援が必要と自ら希望した者の情報を入手し、登録する。
- ③ 情報変更確認調査による情報更新を行う。

#### (3) 避難行動要支援者名簿の外部提供および個人情報保護に関する措置

避難行動要支援者名簿を外部提供する場合、品川区情報公開・個人情報保護条例第26条の定めるところに従い、外部提供をした避難支援等関係者に対し、品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書の提供や受領書兼誓約書の提出等の個人情報保護対策を講じる。

#### 3 支援体制づくり(品川区要配慮者支援体制)

- ① 発災時における要配慮者の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者の支援に関わるすべての人が協力し、対応することが重要である。そのために、自助・共助・公助の理念に基づきそれぞれが役割を担って行動し、要配慮者を支援する体制(品川区要配慮者支援体制)を構築する。
- ② 区は平常時において要配慮者を含め各関係者と協力・連携しながら支援体制を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。
- ③ 要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の 支援実施に可能な限り協力することに努める。
- ④ 「品川区要配慮者支援全体計画」を平成27年度に策定し、要配慮者支援における具体的な内容を取りまとめ、支援体制の構築を推進する。

#### 4 安否確認・避難誘導体制づくりのための訓練と研修の実施

#### (1) しながわ防災学校による研修の実施

要配慮者の支援体制作りを推進するために地域の防災リーダーを育成する研修を、しながわ防災学校の地域防災ベーシックコースや地域防災ステップアップコース等にて実施する。また、しながわ防災体験館の要配慮者避難誘導体験等を活用する。

#### (2) 避難誘導ワークショップの実施支援

- ① 傾斜が多い地域、海抜の低い地域、マンションが多い地域、木密地域など各地域性に応じた避難誘導が行えるよう防災区民組織など地域住民の協力により避難誘導ワークショップを区内全域で引き続き実施していく。
- ② 避難誘導ワークショップでは、発災時を想定し避難行動要支援者の避難誘導ルートを設定し模擬的に避難誘導を行うことで、危険箇所や防災設備などを把握しつつ避難誘導時に配慮が必要となる事項を検証し、支援体制の拡充に役立てる。
- ③ 全町会・自治会で最低1回はワークショップを実施するよう、引き続き防災区 民組織に働きかけを行う。
- ④ 町会・自治会が避難誘導ワークショップを実施する際の参考となるマニュアル (入門編・実践編)や、しながわ防災学校を活用し、町会・自治会自らが避難誘 導ワークショップを行える体制整備を支援する。
- ⑤ 避難誘導ワークショップ入門編ではあらかじめ設定した避難経路にそって避難 行動要支援者の避難誘導を実際に行う。避難誘導ワークショップ実践編では入門 編の内容に加え、災害状況カードを通じて実際の災害時と同様の状況を体験する ことができる。

#### (3) 各種防災訓練の実施

総合防災訓練や区民避難所または防災区民組織等の単位で行われる訓練などで避難誘導ワークショップの実施や区民避難所における要配慮者への配慮に関する学習などを行うことを通じ支援内容に具体性を持たせていく。

#### (4) 品川区避難支援個別計画書の作成

- ① 避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするために、防災区民組織は個々の避難行動要支援者ごとに支援者や支援方法等を定めた計画書(品川区避難支援個別計画書)を作成していく。
- ② 平成28年度より5ヵ年計画で支援体制構築補助事業として、区内5地区からそれぞれ防災区民組織を選定し、民間の防災コンサルタントを派遣することにより個別計画書作成を含む避難行動要支援者の支援体制づくりを推進している。

#### 対策3 要配慮者の安全確保

③ 個別計画書作成に関する手引き・事例集を作成、更新し防災区民組織へ配布することにより、他の地区における推進を図る。

#### (5) 避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制づくりや発災時の要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。
- ② 避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命および身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

#### 5 区民避難所の設置と受け入れ体制の強化

#### (1) 要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり

- ① 各避難所連絡会議等で区民避難所となる学校の一部を要配慮者用に指定するなど要配慮者が避難所生活者となることを想定し、発災時に対応できるような体制づくりを進める。
- ② 要配慮者が、避難所において避難生活を送るうえで必要な食糧品、生活必需品 や簡易トイレ・マット・毛布・大人用おむつ等の備蓄をするとともに、物資の調 達体制を確立する。

#### (2) 二次避難所の設置

区民避難所で生活することとなった要配慮者が、他の避難者と避難生活を送ることが困難となった場合や、区民避難所での生活が極めて困難なことが予見される場合、二次避難所で保護することとなるため、二次避難所として指定しているシルバーセンター、都立品川特別支援学校等の施設管理者と区が協力し、発災に備えた準備を行う。また、現在、指定されている二次避難所以外にも新たに保育園等を指定していく。

<二次避難所指定施設の受け入れ条件>

- ・基本的に、自宅が損壊し家屋からの避難を余儀なくされた避難行動要支援者であって、単身または家族等の介助・介護があれば避難生活を送ることができる者であること。
- ・停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること。

資料〇 二次避難所一覧

#### (3)福祉避難所の設置

二次避難所で生活することとなった要配慮者が、他の避難者と避難生活を送ることが困難となった場合や、区民避難所での生活が極めて困難なことが予見される場合、福祉避難所で保護することとなるため、災害協定を締結した区内社会福祉法人等と区が協力し、発災に備えた準備を行う。

#### 【福祉避難所指定施設の受け入れ条件】

- ・身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、家族等の介助・介護があっても区民避難所および二次避難所での生活が 困難な者であること。
- ・基本的に自宅が損壊し家屋からの避難を余儀なくされた避難行動要支援者であること。
- ・停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること。

資料〇 福祉避難所一覧

#### 6 在宅避難をしている要配慮者への支援

在宅避難をしている要配慮者への支援方法を検討していく。

#### 7 福祉ボランティア、他都市応援職員の活用

福祉ボランティア、他都市応援職員の活用に関する事前対応を検討していく。

#### 8 防災区民組織・警察署・消防署・その他支援機関

要配慮者に対し、防災区民組織、警察署、消防署等の避難支援等関係者が行う安全確保対策を定め、これを推進する。

#### (1)地域における安全体制の確保

寝たきりの高齢者、身体障害者などの避難行動要支援者の安全確保は、近隣住民である防災区民組織や地域住民、警察署・消防署・社会福祉施設等による協力、連携の体制を平常時から確立していく。

#### (2) その他支援機関の安全対策の推進

- ① 社会福祉施設等において支援体制づくりへの協力、施設と周辺地域の事業所、町会等との間および施設相互間の災害応援協定等の締結を促進する。
- ② 各施設の自衛消防訓練の充実指導に努める。

# 応急・復旧対策

対応テーマ

対策1 避難誘導

対策2 区民避難所の開設・運営等

#### 【応急復旧活動フロー】

初動態勢の	応急・復旧対策		発災 2.	4h 48h	7:	2h
<ul> <li>避難誘導</li> <li>都福 社保 健局</li> <li>警察 機関ができないと認めるとき、または区長から要請があったとき)</li> <li>消防 機関</li> <li>区 ■避難勧告等の発令</li> <li>■警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示</li> <li>区・</li> <li>区・</li> <li>■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区別</li> <li>避難所または広域避難場所への誘導</li> <li>■避難行動要支援者の避難援助</li> </ul>						**
<ul> <li>社 保健局</li> <li>警察</li> <li>職難の指示(地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をするこのができないと認めるとき、または区長から要請があったとき)</li> <li>消防機関</li> <li>区</li> <li>郵避難の協力</li> <li>機関</li> <li>区</li> <li>野戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示</li> <li>区・</li> <li>断災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域が表する。</li> <li>区民</li> <li>避難所または広域避難場所への誘導</li> <li>避難行動要支援者の避難援助</li> </ul>			確立期			
<ul> <li>健局</li> <li>警察</li> <li>職難無の指示(地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をするこのができないと認めるとき、または区長から要請があったとき)</li> <li>消防機関</li> <li>区</li> <li>避難勧告等の発令</li> <li>●警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示</li> <li>区・</li> <li>区・</li> <li>●防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域避難場所への誘導</li> <li>●避難行動要支援者の避難援助</li> </ul>	避難誘導	都 福	■区によ	よる要配慮者の移送支持	<del></del>	
警察		祉 保				
機関 ができないと認めるとき、または区長から要請があったとき)		健局				
<ul> <li>消防機関</li> <li>区</li> <li>■避難勧告等の発令</li> <li>■警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示</li> <li>区・</li> <li>■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域を</li> <li>区民</li> <li>避難所または広域避難場所への誘導</li> <li>■避難行動要支援者の避難援助</li> </ul>		警察	■避難の指示(	(地域において危険がち	刃迫し、区長	長が避難の指示をすること
機関  区 ■避難勧告等の発令 ■警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示 区・ ■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域とは広域避難場所への誘導 ■避難行動要支援者の避難援助		機関			区長から要	請があったとき)
<ul> <li>区 ■避難勧告等の発令         <ul> <li>■警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示</li> </ul> </li> <li>区 ・ ■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域と</li> <li>区民 避難所または広域避難場所への誘導</li> <li>■避難行動要支援者の避難援助</li> </ul>		消防	■避難への打	<b></b>		
■警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去の指示  区・ ■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域といる。  区民  避難所または広域避難場所への誘導 ■避難行動要支援者の避難援助		機関				
退去の指示 <ul><li>区・ ■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区域</li><li>区民 避難所または広域避難場所への誘導</li><li>■避難行動要支援者の避難援助</li></ul>		区		. ,		
区・ ■防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区 区民 避難所または広域避難場所への誘導 ■避難行動要支援者の避難援助			L	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	入りを制限	もしくは禁止し、または、
区民 避難所または広域避難場所への誘導 ■避難行動要支援者の避難援助		<b>.</b>			(人) ボキト	かいみ化学してもスロロ
■避難行動要支援者の避難援助		_				かしめ相比してある区氏
区民避難所の 都 ■都県境を越える避難につい		区氏			H) ) <del>- 1 )</del>	
	区民避難所の	都				
開設・運営等 (災 ての調整	開設•運営等	(災			ての	)調整
害 対		害対				
策 本						
部)						
都福 ■避難者の移送先の決定 ■などはものままではようの意						
社 保 ■ 移送先の区市町村との記載						
世界		健局			_	
移送手段の確保					-	
区 ■区民避難所の開設および管理・運営		区	■区民避難所	の開設および管理・運	<u></u> 望	
						■区民避難所閉鎖
						に係る関係者と の調整

# 対策1 避難誘導

#### 【各機関の役割】

機関名	役割
都福祉保健	・区による要配慮者の移送支援
局	
警察機関 消防機関	・避難の指示(地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があったとき) ・避難への協力
区	・避難勧告等の発令 ・警戒区域の設定(区域への立入りを制限もしくは禁止し、または、退去の指示)
区・区民	・防災区民組織単位(町会・自治会)であらかじめ指定してある区民避難 所または広域避難場所への誘導 ・避難行動要支援者の避難援助

#### 【具体的な取組】

#### 第1 避難誘導に向けた準備

〇避難勧告等の発令対象・基準等に基づき、区民等に伝達する情報の伝達方法や取るべき行動など、区災害対策本部としての避難の考え方等を定める。

#### 1 避難勧告等の発令

避難勧告等の発令に係る権限等は以下のとおりである。

#### (1)区

- ① 区の地域において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長および消防署 長と協議のうえ、避難を要する地域ならびに避難先を定めて避難勧告等を発令す る。
- ② 区長は、災害が発生または、発生しようとしている場合において、住民の生命、身体を保護するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または、退去を命ずることができる。

#### (2)警察機関

- ① 地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請のあったときは、警察署長が住民等に避難の指示を行うことができる。
- ② 避難の指示等行った場合、警察署長は直ちに区長に対し、避難の指示を行った 日時、対象地域等を通知するものとする。

#### (3)消防機関

消防署長は、火災の延焼拡大またはガスの拡散が急速で、人命に危険が著しく切迫していると認められるときは、住民等に避難勧告等を行う。この場合、消防署長は直ちに区長に通報する。

#### (4)都

災害の発生により区がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、都知事は、避難のための立退きの勧告および指示に関する措置の全部または一部を区長に代わって実施するものとする。

#### 2 避難勧告等の伝達

#### (1) 避難情報の伝達対象

- ① 避難勧告等の伝達は、「震災編第5部情報通信」に準じて区民等に伝達するものとする。
- ② 高齢者や障害者など要配慮者の個々の状態(視力低下、聴覚障害など)にあった情報伝達方法を検討し、避難の円滑化を図るための体制作りを行う。

#### (2) 避難情報の伝達手段

- ① 発災時の被害状況によっては、通信手段が利用困難となる可能性があるため、以下のとおり複数の手段を用いて避難情報等の発信が行える体制を整える。
- ② 複数の手段を準備することにより、視覚・聴覚などに障害があり情報の取得の方法が制限されている方や外国人旅行者等の来訪者の要配慮者へも情報が伝わりやすくする。

#### 区における情報発信手段

- ①音声による情報発信 (視覚障害者等への情報発信手段)
  - ○防災行政無線固定系
  - ○防災行政無線固定系の商店街接続
  - ○全国瞬時警報システム(J-ALERT)
  - ○緊急地震速報
  - ○FM ラジオ
  - ○防災ラジオ
  - ○防災タブレット
  - ○広報車
- ②文字による情報発信(聴覚障害者等への情報発信手段)
  - ○臨時広報紙
  - ○区ホームページ
  - OTwitter
  - ○ケーブルテレビ品川(L字・文字スーパー)
  - ○しなメール
  - ○防災タブレット
  - ○緊急速報エリアメール
- ③その他手段による伝達
  - ○ケーブルテレビ品川 (テレビ放送)
  - ○報道機関への発表

#### 3 避難勧告等の報告

区長は、避難勧告等の発令を行った場合は、直ちに都本部に報告するものとする。

#### 第2 避難行動および避難誘導

〇避難勧告等が発令された場合は、地元警察署および消防署の協力を得て、防災区民組織 を中心にあらかじめ指定してある区民避難所または広域避難場所に誘導する。

○避難勧告等が発令されたときの避難誘導は次のとおり行うこととする。

#### 1 避難行動

#### (1) 区民避難所等への避難

- ① 避難を行う場合は、混乱の防止、避難秩序の維持、危険防止のため防災区民組織(町会・自治会)単位で集団避難を行うことが有効である。
- ② 避難行動要支援者の避難援助は、防災区民組織の協力を得て行う。
- ③ 町会、自治会単位であらかじめ指定した一時的な集合場所である一時集合場所に集合し、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、危険が迫った場合は、防災区民組織のリーダー、警察官、区職員等の誘導により広域避難場所もしくは区民避難所へ避難を行う。

資料○ 町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

資料○ 区民避難所設置計画

資料○ 区立小中学校以外の区民避難所(二次避難所除く)

資料〇 二次避難所一覧

#### (2) 広域避難場所への避難

- ① 広域避難場所は、地震火災が鎮火するまでの一時的に待つ場所として指定されている。あらかじめ定められた地区割当により指定された広域避難場所へ直接避難を行う。
- ② 火災の拡大延焼等により区民避難所に危険が迫った場合は、防災区民組織のリーダー、警察官、区職員等の誘導により広域避難場所へ避難を行う。

資料〇 広域避難場所一覧

#### 2 避難誘導

#### (1)関係機関と連携した避難誘導

- ① 避難勧告等が発令された場合は、地元警察署および消防署の協力を得て、防災 区民組織単位(町会・自治会)で防災区民組織のリーダーを中心に集団であらか じめ指定してある広域避難場所または区民避難所に誘導する。
- ② なお、避難勧告等を行ういとまがない場合において、危険が切迫した場合も、 避難勧告等が発令された場合と同様とする。

#### (2) 避難行動要支援者への避難誘導

避難行動要支援者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、区民、防災区民組織等の協力を得ながら安否確認し、適切に避難誘導を行う。

#### (3) 区有施設における避難誘導

#### ア 学校

#### (ア) 避難時の処置

- ① 学校長等は、避難時において、常に、園児・児童・生徒の正確な人員と 異常の有無を把握する。
- ② 避難誘導の任にあたる教職員は、出席簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに学校長等へ報告しなければならない。
- ③ 学校長等および所属職員は、避難時において二次災害が発生しないよう 迅速に適切な処置をとる。
- ④ 地域住民が学校へ集合した場合および保護者が園児・児童・生徒を引取りにきた場合等においては、学校長等は防災行政無線で正確な情報を収集し、混乱が生じないよう迅速に適切な指示・連絡を行う。

#### (イ) 避難後の処置

- ① 学校長等は、園児・児童・生徒の安全・管理の状況を速やかに教育委員会へ報告する。
- ② 学校長等は、所属職員を掌握し、適時、諸機関との連絡を緊密にし、正確な情報の入手に努める。
- ③ 学校長等は、状況の変化に対応して、広域避難場所への移動等について 的確に指示する。
  - ※幼稚園は「教育委員会」を「子ども未来部保育課」と読み替えるものとする。

#### イ シルバーセンター

#### (ア) 避難時の措置

- ① シルバーセンター職員は正確な情報の把握に努めるとともに、福祉課からの指示に基づき、施設利用者の避難誘導に当たる。
- ② シルバーセンター職員は、避難誘導時に利用券を携行し、施設利用者の 点呼を行うことで、正確な人員と異常の有無を確認する。
- ③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

#### (イ)避難後の措置

高齢者地域支援課の係長は、各シルバーセンターに移動し、施設利用者の 安全・管理状況を把握し、速やかに福祉課に報告する。

#### ウ 保育園

#### (ア) 避難時の処置

- ① 避難に当たっては、園児の正確な把握を図る。
- ② 避難誘導の任にあたる職員は、園児名簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに園長へ報告する。
- ③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

#### (イ) 避難後の処置

① 区民避難所へ到着したら直ちに人員、移動の有無、園児の安全・管理の状況を速やかに子ども支援課へ報告する。

② 保護者が園児を引取りにきたら、氏名等を確認後、名簿にチェックをして引き渡す。

#### エ 児童センター

#### (ア) 避難時の措置

- ① 職員は、情報を確認し、避難が必要な場合には、館内利用者に対し口頭または館内放送により伝達し避難させる。
- ② 館内利用者が退館するとき、混乱が予想されるので避難誘導にあたる。 その際避難誘導の任にあたる職員は、入館表等を携行し、正確な人員と異常の有無を確認する。
- ③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

#### (イ) 避難後の措置

- ① 職員は、区民避難所に到着したら、直ちに利用者の安全管理の状況を把握して、子ども支援課に報告する。
- ② 保護者が児童を引取りにきたら、氏名等を確認し、引渡しカードに記録のうえ引き渡す。

#### 3 警察における対策

- ① 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員および事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。 この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。
- ② 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- ③ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。
- ④ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

#### 4 消防機関における対策

#### (1) 避難に係る情報の収集・分析・通報

災害発生時においては、署隊本部(消防署)がそれぞれ指揮本部を設置し、消防 部隊の活動および避難者の安全確保等に必要な各種災害情報の収集、分析を行い、 区長、警察等関係機関に通報する。

#### (2) 避難への協力

区地域防災計画の消防計画に定める業務に支障とならない範囲で協力するものと し、災害予想または発生した被害が著しく大きいときは特に避難業務の推進に資す る重点的な消防運営に努めるものとする。

#### (3) 緊急災害時の避難協力

#### ア 危険時期の通報

災害状況が悪化し危険が緊迫したときは区災害対策本部および警察に通報する。

第 2 編 震災編 第 7 部 避難者対策 予防 **応・復** 対策 1 避難誘導

# イ 避難誘導

危険区域内からの脱出避難路を確保するため消防業務を集中優先する。

# 対策2 区民避難所の開設・運営等

#### 【各機関の役割】

機関名	役割
都	・都県境を越える避難についての調整
(災害対策	
本部)	
都福祉保健 局	・避難者の移送先の決定
	・移送先の区市町村との調整
	・避難者の移送方法を決定、移送手段の確保
区	・区民避難所の開設および管理・運営
	・区民避難所閉鎖に係る関係者との調整

#### 【具体的な取組】

#### 第1 区民避難所の開設・運営

- 〇避難所の開設や避難所運営機能を確保する上で必要な対応を行う。
- 〇避難所内での健康維持に向けた広報・指導等を実施する。

#### 1 区民避難所の開設および管理・運営

災害直後から避難者が区民避難所へ避難することが考えられるため、区民避難所を早期に開設するとともに、混乱を防止し、教室、体育館等の割当てをはじめとして、区民避難所の管理・運営を円滑に行う必要がある。そのために避難所連絡会議を設置している。

#### (1) 区民避難所の開設

#### ア 開設対応

- ① 区本部長は、区民避難所を開設する必要があると認めたときは、避難所対策 部長に開設指令をする。避難所対策部長は、本部長から指令を受けたときは、 区民支援部長と連携し、直ちに職員を区民避難所に派遣する。
- ② 区民避難所を開設するときは、早急に応急危険度判定を実施し、開設するものとする。
- ③ 区民避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(内閣総理大臣の事前承認を含む)を受ける。

#### イ 開設報告

- ① 開設の日時、場所、避難者の数および開設予定期間等を速やかに都福祉保健局(少子社会対策部計画課)および地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- ② 都福祉保健局への連絡は、原則として東京都災害情報システム (DIS) への入力により行う。

#### ウ 区民避難所の拡充・確保

① 指定校の収容力に不足が生じた場合は、他の区立施設(児童センター、幼稚園、福祉施設、文化・体育施設等)を臨機に活用し、補完避難所を開設する。

#### 対策2 区民避難所の開設・運営等

- ② 都立学校・私立学校・社会福祉施設等との災害時の防災協定の締結を拡大し、より一層の区民避難所の拡充・確保をしていく。
- ③ 地域で実施する安否確認や防犯活動等実施時において、区民避難所以外で生活する避難者(テント泊・車中泊等)を確認した場合、避難所運営会議等へ報告する。
- ④ 区民避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受入れるため、野外に受入れ施設を開設する。運用については、区民避難所と同様とし、支援が必要な場合、都福祉保健局へ要請をする。

#### (2) 区民避難所運営時の配慮事項

- ① 区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等へ配慮する必要があるため、区 民避難所運営組織には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材 確保に努める。
- ② 既往災害では車中避難をした方にエコノミークラス症候群による死者が発生した事例もあるため、やむなく避難生活を行う上での健康管理(リスク管理)に関する知識を啓発する(定期的な運動等)。

#### (3) 区民避難所派遣職員の任務

区民避難所における職員の任務はおおむね次のとおりである。

#### ア 区災害対策本部への報告事項

- ・区民避難所およびその周辺の状況
- ・区民避難所の開設(閉鎖)
- · 避難者数 · 負傷者数
- ・応援の要請
- •食糧、物資等要請品目
- 参集職員名
- ・ライフラインの被害状況
- ・その他必要な事項

#### イ 区災害対策本部から区民避難所への伝達事項

- 安否情報
- ・食糧、物資等に関する情報
- 広域避難場所への避難の必要性等の情報
- ・その他必要な事項

#### ウ ボランティアの調整事項

- ボランティアの受付
- ・ボランティアの派遣要請
- ・ボランティアへの活動指示

#### エ 避難所運営会議の運営支援

避難所運営会議の構成員として参加する。(区民避難所が開設された場合、避難所連絡会議が運営会議に移行する)

#### (4)健康への配慮

区民避難所以外で生活する避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等の理由から、体調の変調をきたしやすく、エコノミー症候群を引き起こしやすくなる。そのため、適度な運動や健康管理など、その予防方法等を避難者に呼びかける。対策例を以下に示す。

#### <健康管理に関する対策例>

- ・対策の必要性を避難者等へ広く周知するにあたり必要な広報を実施する。
- ・区民避難所に備蓄するエコノミー症候群への注意や予防法を記載したリーフレットを避難者に対して配布する。
- ・区民避難所にて毎朝1回など、定期的な運動(ラジオ体操)などの実施を呼び かけこれを行う。巡回時等に予防効果のある弾性ストッキングを、必要性の高 い避難者に配布する。

#### (5) 要配慮者等への配慮

- ① 家屋倒壊、滅失により長期避難所生活を強いられる要配慮者等に対し、仮設住 宅の建設入居に至るまでの間、栄養相談や健康相談を保健師等による巡回方式に て実施する。
- ② 災害時特有の PTSD に対し、きめ細かいメンタルケアを行う。在宅避難をしている要配慮者等への巡回訪問相談もあわせて実施する。
- ③ 日本語が堪能ではない外国人へ配慮するとともに、必要に応じて区災害時ボランティアセンターを通して、東京都防災(語学)ボランティアの派遣を受ける。
- ④ 避難者の中に、配偶者から暴力等を受け、加害者から危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、特に外部からの問い合わせ時等において個人情報保護の 徹底に努める。

#### (6) 食糧・生活用品等の供給・貸与

避難者に対する炊き出しその他による食品給与、被服、寝具その他生活用品の給与または貸与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところにより、区が開設する区民避難所等において行う。ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を得て、定める。

#### (7) 飲料水の安全確保

区は、区民避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を住民に指導する。

#### (8) 食品の安全確保

- ① 区は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- ② 都および区は連携し、避難者および炊き出しなどの調理に従事する者に対する 食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。

#### (9)トイレ機能の確保

- ① 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。
- ② 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想 されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイ レを活用し、対応する。
- ③ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- ④ 災害用トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の 確保等に配慮し、多目的トイレ(だれでもトイレ)確保や設置場所の選定等を行

#### 対策2 区民避難所の開設・運営等

う。

⑤ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

#### (10)公衆浴場等の確保

- ① 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- ② 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努める。

#### (11) 区民避難所への警察官の派遣

各警察署は、区民避難所に所要の警戒員を派遣・配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、区民避難所の秩序維持に努める。

#### 2 区民避難所の閉鎖

#### (1) 避難者への自立支援に係る関係者との調整

- ① 区は、区民避難所の運営が軌道に乗り、避難者が落ち着いてきたら、関係機関と連携の上、生活の再建に向けた各種支援制度の説明会を開催する。説明会の開催は区民避難所以外で生活する避難者にも周知し、受けられる支援概要の理解を求める。
- ② 必要に応じて、避難者への個別面談や個別調査を実施し、住宅の被災状況や今後の再建計画、応急仮設住宅の申込み状況、区民避難所を出る目途等について把握する。
- ③ 区は、自立に向けた個別相談に応じ、特に要配慮者については、二次避難所・福祉避難所、関係各課等との連携を図りながら、きめ細かい対応を図る。

#### (2) 避難所の縮小・閉鎖

#### ア 区民避難所の場合

- ① 区民避難所では、原則としてすべての避難者が解消されるまで開設を継続するが、施設の業務の本格的再開もあり、区民避難所を徐々に縮小していく必要がある。
- ② 区は、施設管理者と区民避難所の閉鎖時期や縮小の方法等について協議するとともに、避難者と施設利用者が共存生活を営むためのルールや体制を検討する。
- ③ 長期避難の場合、区民避難所については、避難者の状況を見ながら、原則的に体育館と空き教室を利用する。

#### イ 区民避難所以外の施設の場合

- ① 民間所有の施設や他の自治体の施設など、指定避難所以外の施設がやむなく 区民避難所となった場合は、避難者数がピークの半分以下となった段階を目安 として、施設管理者と区民避難所の迅速な引渡しと補償について協議する。
- ② 引渡しの期日を周知したうえで、避難者が全員解消されない場合には、残っている避難者に希望を確認し、他の区民避難所を手配して移ってもらう等の措置をとる。

#### 第2 共同生活をする上での配慮

〇健康管理、衛生管理、要配慮者支援、男女共同参画の視点、愛玩動物の管理等、避難所 における共同生活を行う上での配慮事項について示す。

#### 1 健康管理に係る配慮事項

- ① 区は、区民避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ② 避難の長期化等必要に応じて、避難者や区民避難所に係わる運営スタッフ等の健康 状態および医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- ③ インフルエンザ等の感染症予防(手洗い、うがい等)の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

#### 2 衛生管理に係る配慮事項

- ① プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、区民避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ② ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- ③ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- ④ 住民の区民避難所への適正誘導および収容ならびに過密状況を把握する。
- ⑤ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。

#### 3 要配慮者に係る配慮事項

- ① 要配慮者の心身双方の健康状態には充分に気を配り、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所・福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- ② 二次避難所・福祉避難所の運営は、障害特性等状態に応じた支援が必要であり、区民避難所から二次避難所・福祉避難所への移送手段についても確保する。
- ③ 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- ④ 区民避難所における生活が明らかに困難で緊急の搬送措置を要する要配慮者、避難 行動要支援者等は、自宅から直接、二次避難所、福祉避難所等の環境が整った施設へ 収容することも想定し、移送、収容を行う。

#### 4 男女共同参画の視点に係る配慮事項

- ① 区民避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方の視点等に配慮するものとする。
- ② 女性専用の物干し場、更衣室、男女別のトイレ、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上、プライバシーを確保したスペースづくりなど区民避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した区民避難所の運営に努める。
- ③ 区民避難所運営においては、女性が発言しやすい環境づくりが必要であるため、担当ごとに男女の責任者を配置するよう配慮する。
- ④ 男女共同参画の視点を反映した避難所運営の具体例を以下に示す。

<母子世帯、子どもに配慮したエリア設定>

- ・乳児世帯や母子世帯等に関する専門エリアの設定
- 子どもが遊べるスペースの設定

<安心、健康な生活環境の確保>

対策2 区民避難所の開設・運営等

- ・母子世帯配慮への呼びかけ(理解を求める、必要に応じて支援して欲しい等)
- ・更衣室や授乳室などの表示
- <避難者の的確なニーズ把握>
  - ・区民避難所入所者個別ヒアリングの実施
  - ・女性職員やボランティアによるニーズ調査
  - ・ 意見箱の設置・回収

#### 5 防火・防犯に係る留意事項

- ① 区民避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- ② 多数の人が出入りする区民避難所では、不審者等による犯罪や事件が起こりやすく なるため、女性や子ども等が被害にあわないよう、区民避難所内における防犯意識の 啓発、見回りを実施する。
- ③ 性暴力、DV防止ポスター、チラシ、カード、HP等の手段を用いた防犯に係る啓 発等に努める。

#### 6 愛玩動物 (ペット) 等管理

#### (1) 区民避難所における愛玩動物の適正な飼育

- ① 避難所連絡会議において愛玩動物 (ペット) の飼育に関する事前の取り決めがある場合に、開設した区民避難所において、愛玩動物 (ペット) の飼育場所を必要に応じて確保する。
- ② 区民避難所内に同行して来た愛玩動物 (ペット) の飼育場所を確保することを 定めていない場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。

#### (2) 愛玩動物 (ペット) 等の救援

- ① 被災動物に係る救援計画(仮称)に基づき支援する。
- ② 獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力した動物保護体制に基づき支援を行う。
- ③ 逸走動物等が発生しないよう、飼い主への適切な指導を行う。
- ④ 特定動物逸走時の措置(捜索等)を関係機関と協議して進める。

#### 7 ボランティアの受入れ

- ① ボランティア活動においても、男女を問わず、互いの力を認め、性別を固定せず、 適材適所で活躍できるよう配慮する。
- ② 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアルやボランティア活動支援マニュアル等の業務手順に従い、ボランティアを受入れる。
- ③ 区災害ボランティアセンターを通じて、区民避難所で活動するボランティアを派遣 する。

#### 第3 避難者の他地区への移送

〇区民避難所に避難者を受入れることが困難な場合、他地区への移送について、都知事(都 福祉保険局)へ要請する。

#### 1 移送要請

区長は、区の区民避難所に避難者を受け入れることが困難なときは、避難者の他地区 (近隣の非被災地区もしくは小被災地または隣接県)への移送について、知事(都福祉 保健局)に要請する。

#### 2 避難者の移送

区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に 派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

#### 3 移送先の避難所運営

移送された避難者の区民避難所の運営は移送元である本区が行う。

図表 7-6 避難者の域外避難に係る手順

